

◎市長（作野広昭君）

選考委員会の位置づけと選考基準についての質問にお答えをいたします。

選考委員会の位置づけにつきましては、保護者や地域住民が安心できる形で移管先法人を選定するために設けるものであります。

公募に伴う選考委員につきましては、現在委員の基準を協議中ですが、選任に当たっては市職員のほか専門的な知識を有する方や地域の代表者なども必要と考えております。

次に、公募方式により法人を選定する際の応募資格についてであります。移管先の法人に対し、市の貴重な建物を無償で譲渡することから、原則白山市内に住所を有する社会福祉法人または学校法人としております。

なお、学校法人にあつては、保育所施設整備までに社会福祉法人を設立することを条件としております。